

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーションを通じた新規事業創出）
- b. IT 実装支援（EMS（エネルギー管理システム）による「見える化」の推進）
- c. 専門人材マッチング（多様高度化する業務に対応可能な最適人材の見出し、紹介）
- d. グリーン化の取組（環境 ISO の推進）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定は、業務開始前の見積りをベースに業務内容の精査、協議により行い、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。業務の途上で、業務内容の縮小、追加、質の変化が発生する場合など、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。

② 手形などの支払条件

下請代金は原則、現金で支払います。手形の使用予定はありません。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

S D G s の理念を具体的、実践的に展開する方法として、本制度の趣旨に賛同し宣言、登録することを通じ、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、旧時代的サプライチェーン構造を脱し、合理的かつ効果的、効率的なサプライチェーンの社会実装に向けて、新たなパートナーシップの構築推進に貢献します。

令和 3 年 4 月 6 日

シグマパイ環境事務所

企 業 名

代表・須崎 秀人

役職・氏名（代表権を有する者）